

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	更新した年月日
熊本県肥第1354号	炭酸カルシウム肥料	6.0炭酸苦土石灰	有限会社双葉工業所 熊本県天草郡姫戸町大字姫浦3011	住所 (新) 熊本県上天草市姫戸町大字姫浦3011 (旧) 熊本県天草郡姫戸町大字姫浦3011	平成16年7月6日
熊本県肥第1355号	炭酸カルシウム肥料	10.0粒状炭酸苦土石灰	同上	同上	平成16年7月6日
熊本県肥第1356号	生石灰	粒状苦土生石灰	同上	同上	平成16年7月6日
熊本県肥第1357号	消石灰	肥料用消石灰	同上	同上	平成16年7月6日

熊本県公告第627号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料を登録有効期間を更新したので、同法第16条第2項の規定に基づき公告します。

平成16年7月30日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1354号	炭酸カルシウム肥料	6.0炭酸苦土石灰	アルカリ分： 53.0% 可溶性苦土： 6.0%	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	有限会社双葉工業所 熊本県上天草市姫戸町姫浦3011	平成16年7月9日
熊本県肥第1355号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分： 55.0 可溶性苦土： 10.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	有限会社双葉工業所 熊本県上天草市姫戸町姫浦3011	平成16年7月9日
熊本県肥第1356号	生石灰	粒状苦土生石灰	アルカリ分： 100.0 可溶性苦土： 30.0	該当なし	有限会社双葉工業所 熊本県上天草市姫戸町姫浦3011	平成16年7月9日
熊本県肥第1357号	消石灰	肥料用消石灰	アルカリ分： 65.0	該当なし	有限会社双葉工業所 熊本県上天草市姫戸町姫浦3011	平成16年7月9日
熊本県肥第1358号	消石灰	苦土石灰3号	アルカリ分： 65.0 可溶性苦土： 10.0	該当なし	株式会社飯田工業所 熊本県八代市本町四丁目3番15号	平成16年7月24日
熊本県肥第1382号	魚かす粉末	魚かす粉末76	窒素全量： 7.0 りん酸全量： 6.0	該当なし	大東肥料株式会社 熊本県八代郡鏡町大字鏡町字郷開1159番地3	平成16年7月24日

熊本県公告第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成16年7月30日

熊本県知事 潮谷 義子

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点測量）	平成16年8月2日から 平成16年11月30日まで	八代市

熊本県公告第629号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から30日以内に申し出ること。

平成16年7月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 営業所又は建設業者の所在が確地できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - 有限会社垣添溶接工業
芦北郡芦北町大川内 916-6
代表取締役 垣添 正見
熊本県知事許可（般-13）第12079号
 - 高岡住建有限公司
芦北郡芦北町白岩 34-8
代表取締役 高岡 俊光
熊本県知事許可（般-11）第07827号
 - 有限会社彩光社
水俣市ひばりヶ丘 1-23
代表取締役 山田 数馬
熊本県知事許可（般-12）第07065号
 - ケイエムホーム
八代市二見赤松町 55-2-1
代表者 松永 慶陽
熊本県知事許可（般-11）第14766号
- 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第630号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定による行政処分について、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年7月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 被処分者
商号 鷹ノ羽実業株式会社
代表者氏名 代表取締役 林田 良子
事務所所在地 熊本県熊本市島町二丁目16番3号
免許証番号 熊本県知事（1）第4288号
免許年月日 平成14年11月18日
- 処分年月日
平成16年7月21日
- 処分内容
業務の全部停止1月
- 適用条項
宅地建物取引業法第65条第2項

熊本県公告第631号

次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地を確地できないため、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消す。

平成16年7月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 商号又は名称
アルプス

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 氏名
主たる営業所等の所在地
登録番号
登録年月日 | 米ヶ田敬司
熊本市大江一丁目 28 番 30 号
熊本県知事（1）第 02211 号
平成 14 年 7 月 19 日 |
| 2 氏名
主たる営業所等の所在地
登録番号
登録年月日 | 竹本 勉
熊本市安政町 2 番 27 号セネタースビル 501
熊本県知事（1）第 02223 号
平成 14 年 10 月 4 日 |

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第 33 号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成 16 年 8 月 3 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - （1）平成 17 年度県立高等学校生徒募集定員について
 - （2）平成 16 年度熊本県近代文化功労者の決定について
 - （3）平成 16 年度国民体育大会第 24 回九州ブロック大会夏季大会熊本県選手団成績について
 - （4）その他
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - （1）傍聴受付は、会議当日午後 1 時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - （2）午後 1 時 20 分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後 1 時 20 分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - （3）傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096-383-1111 内線 6616)

熊本県地方労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県地方労働委員会会長 竹 中 潮

氏 名	現 職
竹 中 潮	熊本県地方労働委員会会長 弁護士
衛 藤 二 男	熊本県地方労働委員会会長代理 弁護士
西 平 茂 子	熊本県地方労働委員会公益委員
西 村 一 成	熊本県地方労働委員会公益委員 熊本日日新聞社監査役・新聞博物館長
石 橋 洋	熊本県地方労働委員会公益委員 熊本大学大学院法曹養成研究科教授
河 瀬 和 典	熊本県地方労働委員会労働者委員